

水道料金及び下水道使用料変更のお知らせ

水道料金及び下水道使用料の計算方法が、

内税方式から外税方式に変更されます

計算方法の変更は、令和元年10月1日以降に支払い金額が確定する水道料金及び下水道使用料（以下水道料金等）から適用されます。

変更前の内税方式と変更後の外税方式、それぞれの計算方法は、以下のとおりとなります。

なお、実際の水道料金等のお知らせ方法については、水道メーターを検針させていただいた時に、各ご家庭にお知らせする「水道使用量のお知らせ」（下水道がある場合は、「水道・下水道使用料のお知らせ」）によりお知らせいたします。

変 更 内 容

水道料金

家 庭 用

基本料金：10 m³まで

変更前：1,800 円(税込み)

変更後：1,667 円(税抜き) + 166 円(消費税)
= 1,833 円(税込み)

従量料金：11 m³から 1 m³につき

変更前：220 円(税込み)

変更後：204 円(税抜き) + 20 円(消費税)
= 224 円(税込み)

工 場 用

基本料金：50 m³まで

変更前：13,900 円(税込み)

変更後：12,871 円(税抜き) + 1,287 円(消費税)
= 14,158 円(税込み)

従量料金：51 m³から 1 m³につき

変更前：240 円(税込み)

変更後：223 円(税抜き) + 22 円(消費税)
= 245 円(税込み)

下水道使用料

基本使用料：10 m³まで

変更前：1,600 円(税込み)

変更後：1,482 円(税抜き) + 148 円(消費税)
= 1,630 円(税込み)

従量料金：11 m³から 1 m³につき

変更前：180 円(税込み)

変更後：167 円(税抜き) + 16 円(消費税)
= 183 円(税込み)

**ただし、上記、左記の水道料金等の
変更内容は、消費税率が 10% の場合です。**

お問い合わせ先
七宗町水道管理所
電話 0574-48-2216

使用量に応じた水道料金等の計算方法

(例) (家庭用で) 23 m³使用した場合

水道料金等 = {基本料金(税抜き) + (従量料金(税抜き) × 10 m³を超えた使用量)} + 消費税額

水道料金 = {1,667 円 + (204 円 × 13 m³)} + 431 円 = **4,750 円 (消費税込み)**

下水道使用料 = {1,482 円 + (167 円 × 13 m³)} + 365 円 = **4,018 円 (消費税込み)**